

小規模事業者の方々の経営をバックアップする

マル経融資 のご案内

無担保・無保証人で

商工会の推薦に基づき、お申込みいただける
日本政策金融公庫の融資制度です



マル経の特徴

1 利率

%

4 無担保・無保証人

※お申込み金額が1,500万円超える場合は、事業計画書の提出が必要になります。

マル経融資はこのような使い方ができます

運転資金

- 仕入や買掛金、諸経費等の支払いに!
- 従業員の給与・賞与・賃上げの原資に!
- チラシ、ホームページ等の広告宣伝費に!
- 各種補助金の入金までのつなぎ資金に!



設備資金



- 営業や工事、運搬のための車両の購入に!
- 内装工事や看板設置などの店舗改装費用に!
- 機器や設備の導入や更新に!
- ソフトウェアやシステム導入に!

相談無料

詳細は裏面をご確認いただき、お問い合わせ先にご相談ください。

ご融資までのお手続きは、商工会がサポートします!

マル経融資の流れ ※審査の結果、ご希望に沿えないことがあります。

商工会へ
ご相談・お申込み

経営指導員が
事業所へ訪問

商工会にて
審査・推薦

日本政策金融公庫
が審査

日本政策金融公庫
が融資実行

マル経融資をご利用いただける方 ※法人・個人事業主問わずご利用いただけます。

業種

商工業者であって日本政策金融公庫の融資対象業種であること

従業員数

常時使用する従業員

卸売業、小売業、飲食業、サービス業：5人以下

製造業、建設業、宿泊業、娯楽業等：20人以下

営業年数

同一商工会の地区内で1年以上継続して事業を営んでいること

納税

納期限が到来している所得税(法人税)、事業税、住民税(法人住民税)を原則として、すべて完納していること

経営指導

商工会の経営指導員による経営指導を原則6ヶ月以上受けていること



お申込み時にご用意いただくもの チェック!

法人企業の方

- 確定申告書・決算書の控え(いずれも直近2期分)
 - 最近の試算表(決算後6ヶ月以上経過している場合)
 - 納税確認書類(領収書または納税証明書)
 - ①法人税 ②事業税 ③法人住民税
 - 金融機関等借入金明細書
 - 所有不動産の登記事項証明書(初回利用時のみ)
 - 履歴事項全部証明書
 - 見積書・契約書等(設備資金申込の場合のみ)
 - 許認可・届出書(許認可対象業種の場合のみ)
- ※上記以外の書類も必要に応じ求める場合があります。

個人事業主の方

- 確定申告書・決算書の控え(いずれも直近2年分)
 - 最近の試算表(決算後6ヶ月以上経過している場合)
 - 紳士確認書類(領収書または納税証明書)
 - ①所得税 ②事業税 ③住民税
 - 金融機関等借入金明細書(住宅ローン等含む)
 - 所有不動産の登記事項証明書(初回利用時のみ)
 - 本人確認書類
 - (運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真付き)
 - 見積書・契約書等(設備資金申込の場合のみ)
 - 許認可・届出書(許認可対象業種の場合のみ)
- ※上記以外の書類も必要に応じ求める場合があります。

マル経融資(日本政策金融公庫ホームページ)

マル経融資の最新情報は「マル経融資」で検索または右記までお問い合わせください。

マル経融資



お問い合わせ先

